

積立型外貨普通預金 商品概要説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

ご契約に際しては、この書面をよくお読みいただき、商品の仕組及びリスク等を十分ご検討の上、ご判断ください。

- ・積立型外貨普通預金は、自動振替がセットされた外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
 - ・積立型外貨普通預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、預入時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。
- ・円を外貨にする際（預入時）、および外貨を円にする際（払戻時）には、手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1.50円、1オーストラリアドルあたり2円）がそれぞれかかります（お預け入れ、およびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（払戻時）をそれぞれ適用します）。
 - ・したがって、為替相場に変動が無い場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
 - ・積立型外貨普通預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、預入時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

1. 商号・住所

株式会社 山形銀行 山形県山形市七日町三丁目1-2

2. 商品の概要

商品名	・積立型外貨普通預金
商品概要	・円貨普通預金からの自動振替がセットされた、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。 ・ステートメント式：通帳または証書は発行いたしません。
預金保険	・積立型外貨普通預金は預金保険の対象外です。
販売対象	・法人、および個人（原則として18歳以上）のお客さま
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1)預入方法	・お客さまが指定する金額をご指定の円貨普通預金口座からお引落としのうえ、当行所定の換算相場により計算した外貨額を入金します。 毎月1回自動振替入金、特定月（最大年2回）の自動振替金額の増額が可能です。 随時預入も可能です。
(2)最低預入額	・積立：（法人のお客さま） 50,000円以上、（個人のお客さま） 5,000円以上
(3)預入単位	・積立：（法人のお客さま） 10,000円単位、（個人のお客さま） 1,000円単位
(4)預入通貨	・米ドル、ユーロ、オーストラリアドル
(5)振替方法	・円貨普通預金より毎月25日に一定額を自動振替します。増額月の引落代金は、毎月の積立額に増加金額を加算した金額となります。 （指定日が休日の場合翌営業日、ただし翌営業日が翌月の場合は前営業日とします）

(2024年9月1日現在 Ver.5)

払戻方法	・ 随時お引き出しいただけます。
利息 (1)適用利率 (2)利払い方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します（利率は店頭までお問い合わせいただくか、当行ホームページ（http://www.yamagatabank.co.jp/）にてご確認ください。 ・ 毎年2月と8月の利息決算日（第3日曜日）の翌営業日にお支払いします。お利息は当該外貨普通預金口座に入金します。 ・ 毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位とした、1年を365日とする日割り計算（補助通貨単位未満切捨）。
税金について	<p>（個人のお客さま）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お受取利息には、源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税率が適用されます。外貨預金のお利息はマル優の対象外です。 ※2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ・ 為替差益は、雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です（なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります）。また、為替差損は黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p>（法人のお客さま）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お受取利息には、総合課税として国税15%の税率が適用されます。 ※2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され国税15.315%が源泉徴収されます。 ・ 為替差益は総合課税となります。 ※詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・ 詳しくは、後記「外貨預金関連手数料等一覧」をご覧ください。
付加できる特約事項	・ ございません。
当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
クーリングオフ	・ 積立型外貨普通預金は、いわゆるクーリングオフ（金融商品取引法第37条の6「書面による解除」）の適用はありません。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合などには、外貨預金の預け入れや払い戻しに応じられないこともあります。 ・ 外貨預金申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。
お問合せ先	・ 店頭または当行金融市場部（023-623-1221 代表）までお問い合わせください。

【外貨預金関連手数料等一覧】

	取引形態	適用相場・手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	・ 円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用。TTS レートには、為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1.50円、1オーストラリア・ドルあたり2円）が含まれています。
	ご本人の外貨預金からの振替	・ ご本人の同一通貨口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	外貨送金受取資金による お預け入れ	・ リフティング手数料 外貨額面×0.05%×当日の TTS レート（最低手数料 2,500円）
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	・ 外貨を円にする際（払戻時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用。TTB レートには、為替手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1.50円、1オーストラリアドルあたり2円）が含まれています。
	ご本人の外貨預金への振替	・ ご本人の同一通貨口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	外貨での送金への使用	・ リフティング手数料 外貨額面×0.05%×当日の TTS レート（最低手数料 2,500円） ・ 外国送金手数料等が、別途必要となります。

- ・ 上記手数料等には消費税はかかりません。
- ・ 米ドルの被仕向送金をユーロの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料等は、上記のものとは異なります。

(2024年9月1日現在 Ver.5)